

令和6年度

法人事業計画書

社会福祉法人 恵の園

目 次

1. 法人の基本理念	1
2. 令和 6 年度の事業方針・重点的取り組み課題	2
3. 組織図表	3
4. 評議員、役員等及び運営協議会委員の構成	4
5. 法人評議員会、理事会、運営協議会開催計画	4
6. 法人借入金償還計画	4
7. 管理職（M1・M2 職）・指導職（S 職）配置	5
8. 各施設職員配置計画	6
9. 各施設、ホーム利用者状況	8
10. 本部業務計画	9
〈 総務部 〉	
1) 庶務経理係	9
2) 固定資産管理係	10
3) 防災・防犯係	12
4) DX 係	13
5) 交通安全係	14
6) 地域福祉係	15
7) 広報係・魁	16
〈 人事部 〉	
1) 採用係	18
2) 人材育成係	19
①外国人介護人材チーム	
②障害者雇用チーム	

3) 安全衛生委員会	21
------------	----

〈 その他の係 〉

1) 支援向上委員会〔虐待防止委員会・身身体拘束適正化委員会〕	22
---------------------------------	----

2) 職場環境改善委員会	24
--------------	----

3) 公益的取り組み	24
------------	----

1. 法人の基本理念

恵の園のシンボルマーク、それはロウソクが自らの生命を燃焼することによって、暗闇にいる不安な人々に光を与え、生命のよみがえりを願う十字架の愛と献身を意味している。同じ願いを持つ同志が、施設を生み育てて明日の福祉の前進のために後々までも続いてほしいと願っていることなのである。

「一粒の麦が地に落ちてもそのままであればやがて枯れて失ってしまうだけだが、地に落ちて死ねばその実は豊かに実を結ぶ。」（聖書）

法人の理念「自らを愛するようにあなたの隣人を愛せよ」に基づき、私たちは人格存在としての人間像を確立し、恥とかメンツにこだわらず、人間尊厳を追及する思想が根底にある真の隣人愛を総合的に多面的にとらえていきたい。

残存機能を生かし、職業訓練、生活訓練を通して社会人としての自立をめざし、自覚と誇りを持って生きることを目標としている。

〈恵の園綱領〉

1. 私たちは、自らを愛するように隣人をも愛する心を育てたい。
2. 私たちは、保護から人生に挑戦する価値ある生き方を選びたい。
3. 私たちは、規則を守り、他人に迷惑をかけず助け合う共同体でありたい。
4. 私たちは、労働を重んじ自主的に行動し意欲の向上に努めたい。
5. 私たちは、職業的自立にとどまらず精神面も含めた生活全般の自立をめざして努力したい。

私たちは、以上の理念と目標を正しく理解し、実践活動を通して具現化していきたい。

2. 令和6年度の事業方針・重点的取り組み課題

(1) 「大事なことを 大事にしていく」を年間スローガンとする

①年間スローガンのもとに、各施設、各係の業務課題を遂行する。

②恵の園の基本理念に基づき、下記の重点課題をはじめとする諸課題について取り組む。

(2) 経営力の向上を図る

①利用者の安定的な獲得を目指す

- ・利用者へのサービスの質と生活環境等の更なる向上を進める。
- ・外部へのインフォメーション等を再検討する。

②さらなるコスト削減を進める

- ・削減方法等を見える化し、具体的に上げ取り組んでいく。

③社会の変化（福祉の流れ）に対処していく。

- ・様々な制度等の活用を推し進めていく。

(3) 生産性の向上を更に押し進める

①業務改善活動体制を構築していくため、委員会を設置する。

②「組織は人なり」の基本に立ち返り、職員（外国人・高齢者・障害者・未経験者等）の採用・育成システム（人事考課の見直しも含む）・定着について再構築する。

③「成長できる職場（キャリアパスの明確化等）」の仕組みづくりを再編する。

④心身の健康（腰痛予防やメンタルヘルス等）を維持していくための対応を実践していく。

⑤DX化を更に押し進める。

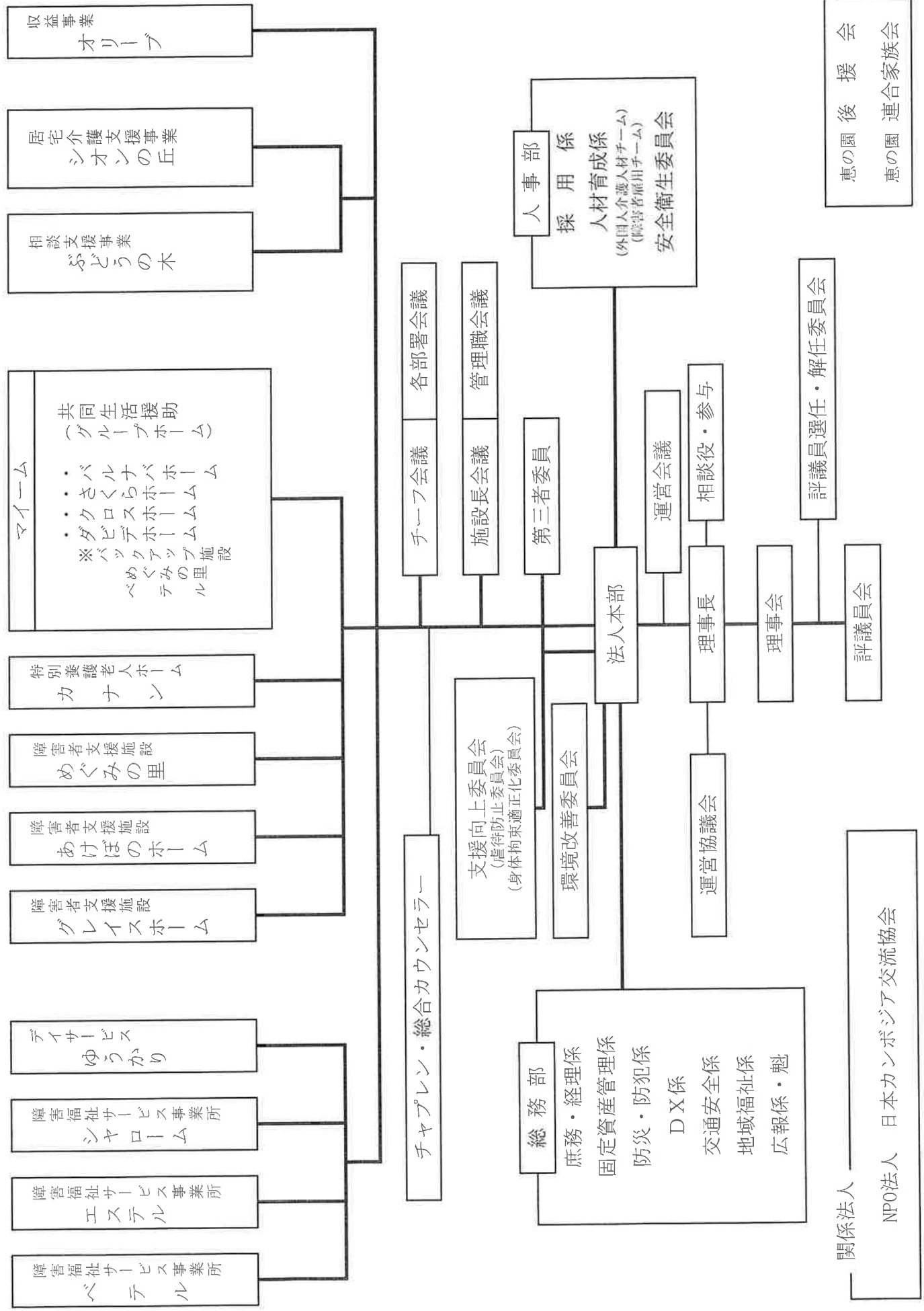
(4) その他の課題

①昨年度に再編成した組織を強化していく。

②「予防も福祉」という視点から、さらに広い視野で、予防的福祉の取組を展開していく。（介護予防教室、介護及び障害の予防のための啓発、貧困対策、各種海外支援など）

③生活困窮者の方々の支援にとどまることなく、住宅を確保することが難しい方々への居住支援等も検討していく。

令和6年度 社会福祉法人 恵の園 組織図 表



4. 評議員、役員等及び運営協議会委員の構成

評議員	理 事	監 事	運営協議会委員	参 与
8名	7名	2名	5名	5名

5. 法人評議員会、理事会、運営協議会開催計画

評議員会	第136回	令和6年 6月11日（火）	前年度事業報告書、会計決算報告書、その他
	第137回	令和7年 3月19日（水）	次年度事業計画書、会計予算関係、その他

理事会	第269回	令和6年 5月22日（水）	前年度事業報告書、会計決算報告書、評議員会議案
	第270回	令和6年 9月18日（水）	理事長の職務の執行報告
	第271回	令和6年12月12日（木）	会計予算関係等、その他
	第272回	令和7年 2月28日（金）	次年度事業計画書、会計予算関係、評議員会議案

運営 協議会	第12回	令和6年 7月17日（水）	意見交換、その他
	第13回	令和6年11月20日（水）	意見交換、その他

6. 法人借入金償還計画（元金）

（千円）

借 入 先	当初借入額	償還済額	当期償還額	借入残額	備 考
福祉医療機構	30,000	22,150	1,570	6,280	グレイスホーム
群馬銀行	600,000	120,024	20,004	459,972	カナン
北群馬信用金庫	500,000	83,400	16,680	399,920	
北群馬信用金庫	600,000	10,020	20,040	569,940	
群馬銀行	120,000	36,360	6,060	77,580	エステル
計	1,850,000	271,954	64,354	1,513,692	

7. 管理職（M1・M2職）・指導職（S職）配置

法 人 本 部			
部長（兼務）	内山 由紀	環境改善委員会（責任者）	近藤 佑輔
副部長	近藤 佑輔	安全衛生委員会（責任者）	伊花 俊和
総務部長（兼務）	内山 由紀	交通安全係（責任者）	松村 岳
庶務経理係（責任者）	池田 均	交通安全係（責任者）シャローム	金澤 彰典
固定資産管理係（責任者）	池田 均	防災・防犯係（責任者）	櫻井 孝之
人事部長（兼務）	藤巻かおり	広報係・魁（責任者）	茂串 英明
人材育成係（責任者）	藤巻かおり	地域福祉係（責任者）	金澤 彰典
採用係（責任者）	丸山 秀幸	オリーブ（責任者）	内山 由紀
支援向上委員会（責任者）	内山 由紀	D X係（責任者）	茂串 英明

	グレイスホーム	あけぼのホーム	めぐみの里	カナン	ベテル	エステル	シャローム
施 設 長	近藤佑輔 （兼）	近藤佑輔 （兼法人副部長）	藤巻かおり （兼人事部長）	内 山 由 紀 （兼法人本部長・総務部長）	茂串英明 （兼）	茂串英明	金澤彰典
副施設長	原沢 潤	伊花俊和	櫻井孝之	堀川信子	松村 岳		
チ ー フ	平石麻美	都丸庸子 竹渕周作 高橋 翼 畠山俊信 池田 均	櫻澤亜季 窪田雅倫 高桑聖幸 小見晴美	平石俊太郎 永井洋典 四宮慎太郎	竹内克尚	奈良場彬	

	マイーム	ゆうかり	ぶどうの木	シオンの丘
施 設 長	藤巻かおり （管理者）	内山由紀 （責任者）	近藤佑輔 （管理者）	内山由紀 （責任者）
副施設長				
チ ー フ	桑原由佳	佐藤 譲	中島正喜	丸山秀幸 （管理者） 本田美智子

8. 各施設職員配置計画

() は契約職員、< > は兼務のため合計には加算していません。

令和6年4月1日現在

施設名	グレイスホーム	あけぼのホーム	めぐみの里	カナン	ベテル	エステル	シャローム
施設長	<1>	1	1	1	1	1	1
事務員	1	2	2	1(1)		1	
サービス管理者	1	1	1<1>		1	1	<1>
生活支援員	7(4)	13(9)	18(14)		(2)	3(6)	1
職業指導員					2(1)	(2)	(6)
目標工賃達成指導員					1	1	(1)
介護員				18(14)			
看護師	1	2	2(1)	3(3)		(1)	
相談支援専門員		出向中 1					
生活相談員				1			
介護支援専門員				1(1)			
管理栄養士・栄養士		2	1	1			
調理員							<1>
生活支援員・世話人							
P T	<1>	1	<1>	(1)		<1>	
嘱託医	(1)	(3)	(1)	(3)	<1>	<1>	<1>
その他契約職	(1)	(6)	(6)	(8)	(1)	(1)	
合 計	10(6)	23(18)	25(22)	26(31)	5(4)	7(10)	2(7)

施 設 名	マイーム	ゆうかり	ぶどうの木	シオンの丘	オリーブ	合 計
施 設 長	<1>	<1>	<1>	<1>		6
事 務 員						7(1)
サービス管理責任者	1			管理者〈1〉		6
生活支援員	1<1>					43(35)
職業指導員						2(9)
目標工賃達成指導員						2(1)
介 護 員		2(4)				20(18)
看 護 師		1<1>				9(5)
相談支援専門員			3			4
生活相談員		1<1>				2
介護支援専門員				2		3(1)
管理栄養士・栄養士						4
調 理 員						0
生活支援員・世話人	(9)					(9)
P T		<1>				1(1)
嘱 託 医						(8)
その他契約職					(2)	(25)
合 計	2(9)	4(4)	3	2	(2)	109(113)

9.各施設、ホーム利用者状況

令和6年4月1日現在

	グレイス ホーム		あけぼの ホーム		めぐみの里		カナン		ベテル		シャローム	
	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
入所	30	30	50	48	80	77	90	62				
通所									20	26	20	23
短期入所	1		3		空床型		5					
日中一時					若干名				1			
計	31	30	53	48	80	77	95	62	21	26	20	23

	エステル				バルナバ ホーム		さくら ホーム		ダビデ ホーム		クロス ホーム	
	就労継続B		生活介護		定員	現員	定員	現員	定員	現員	定員	現員
入所					6	6	4	3	6	6	7	7
通所	25	27	15	14								
短期入所												
日中一時	1											
計	26	27	15	14	6	6	4	3	6	6	7	7

	ゆうかり		合 計	
	定員	現員	定員	現員
入所			273	239
通所	20	※30	100	120
短期入所			9	
日中一時			2	
計	20	30	384	359

※ゆうかりの現員は登録人数

	シオンの丘	
	実質数	新規契約者数
人数	87	54

※実質数とは、実際にケアプランを作成している人数

10. 本部業務計画

<総務部>

(1) 庶務経理係

①基本方針

法人直轄の係であることを認識し、法人全体の運営にも視野を広げ、担当職員が協力体制を取り、正確かつ組織的に事務処理を行なう。情報を共有し、会計基準を遵守した財務体質の強化を図る。会計状況などを各施設の会議で報告し、周知をする。連携を強化し、計画的な予算執行を進める。

②重点目標

ア 業務の ICT 化推進を検討

- ・各種申請、手続を電子手続きに変更していく。
- ・電子帳簿保存法にて経理のデジタル化をすすめる。
- ・行政、業者等の新たな電子化サービスについて庶務全体で情報共有。

イ 庶務経理系のスキルアップを検討

- ・全事務担当者の会計スキル、法令順守の知識を得て専門職に特化した体制を構築するために、研修会等を積極的に参加していく。

③事業計画

ア 勤怠管理のシステム導入について

- ・他法人のシステムも参考にしながら、勤怠管理システム導入に向けてより法人のニーズに合ったソフトの導入を検討する。

イ 業務の統一化を図る

- ・業務の統一化を図りルールを共有化するために、マニュアルの作成を継続する。作成担当を決め、定例会議での検討事項とし、漏れのないよう進める。

④年間予定

月	法人関係	職員関係
4		辞令交付式（新任職員、昇格・異動職員） 給与支給額決定
5	監事監査 理事会	

6	評議員会 理事会	故人を偲ぶ会 賞与支給
7	運営協議会・お中元	
8		自己申告書
9	理事会	Do-CAP シート配布
10	創立記念日	
11	お歳暮・年賀状準備	
12	理事会	賞与支給
1		成人式
2	理事会	Do-CAP シート配布
3	評議員会	

(2) 固定資産管理係

①基本方針

ア 建物設備の維持管理（財産管理）をする。

②重点目標

ア 法人の建物設備を永く丁寧に使用するために管理、監督を行なう

- ・職員全体が維持管理や財産管理を周知し、大切に使用することで建物設備に対しての意識向上を図る。

③事業計画

ア 事業所全体の保守管理

- ・年間計画に則り各専門業者と調整し、漏れのないように実施する。改善が必要な場合は、タイムリーに対応する。
- ・中長期計画の建物整備を基に対応を進める。

イ 建物設備の整備（共有建物）

- ・共有建物補修工事（職員寮、教会、めぐみホール、アンベアンス）
- ・法人全体の舗装工事検討（駐車場・森の散歩道・あじさい坂）
- ・老朽化した建物の検討

ウ 建物設備の整備（施設）

- ・グレイスホーム：LED 交換工事、喫煙所の改修、浄化槽工事、エアコンの購入（事務所）

- ・ あけぼのホーム：機器の購入（介護用リフト、ベッド、エアコン、浴室、温冷配膳車）
- ・ めぐみの里：屋外センサーの更新工事、2階ベランダ出入口の電気錠設置工事、利用者居室のエアコン交換工事、排水管のつまり対策、浴室改修の検討
- ・ カナン：建物周辺の環境整備（中庭整備、植栽、看板の設置等）、ボイラーの修理
- ・ ゆうかり：建物周辺の環境整備（中庭整備、植栽、看板の設置等）
- ・ シオンの丘：建物周辺の環境整備（中庭整備、植栽、看板の設置等）
- ・ ベテル：販売ハイエース買い換え
- ・ マイーム：共有部分のメンテナンス、洗面台購入と電気設備、玄関整備
- ・ エステル：凍結防止対策
- ・ シャローム：送迎車両の買い換え、インボイス対応のレジやタブレット導入、玄関前通路舗装、車いす用トイレ修繕
- ・ ぶどうの木、オリーブ：なし

④年間計画

月	内 容	担当者	備 考
4	簡易専用水道定期検査 (施設管理点検簿を提出)	該当施設	県環境衛生試験センター
5	用地・境界確認 樹木消毒（春夏2回実施）	固定資産管理係 各施設共同	杭・安全確認 チーフ会議で日程調整
8	地下重油タンク目視点検 (消防署へ書類提出)	該当施設	危険物取扱者等が実施
11	凍結防止対策（～3月頃）	共有建物・各施設	チーフ会議で呼びかけ
3	上水道受水槽清掃	該当施設	日化メンテナンス

※定例会議：隔月実施

※浄化槽定期点検：法令に則り実施（渋川衛生社、南群馬浄化槽サービス、環境技研工業株式会社）

※浄化槽法第11条点検：数回に分けて実施（年1回：県環境検査事業団）

※身障・知的施設キュービクル：奇数月に定期検査を実施（関東電気保安協会）

※建築物定期調査・検査：建築物…隔年実施、防火設備…毎年実施（ぐんま特殊建築物定期調査・検査事業協同組合）

※樹木剪定：毎年実施

※地下重油タンク気密点検：3年に1度実施（次回令和7年トキコシステムソリューションズ株式会社）

(3) 防災・防犯係

①基本方針

「防災」「防犯」の視点で、利用者・職員・地域住民の命や安全を守るための備えをする。

②重点目標

ア 防災面

- ・各施設で土砂災害の行動計画を検討、作成し、訓練を実施する。
- ・福祉避難所立上げBCPを検討、作成する。
- ・恵の園の火災受信機の入替えを行なう。

イ 防犯面

- ・明保野地区防災委員会で防犯について、地域における防犯について引き続き検討する。

③年間計画

月	防災訓練	点検内容	明保野地区防災
4	防災設備取扱い講習（各施設）	自主点検 緊急連絡網更新	
5	あけぼのホーム（日中）	消防用設備点検①	
6	エステル、シャローム（日中） 風水害一斉訓練 マイーム（夜間）	自主点検 防災備品の確認 非常用持出袋の確認	地区合同防災会議
7	グレイスホーム（日中） カナン、ゆうかり（日中） マイーム（夜間）		
8	めぐみの里（夜間） さつき（日中） シャローム（風水害）	自主点検	
9	ベテル（日中）	地区防災倉庫点検 SP設備点検①	
10	あけぼのホーム（夜間検証）	自主点検	地区合同防災訓練 地区防災ソフトボール
11	ゆうかり（日中） カナン（夜間）	消防用設備点検②	
12	めぐみの里、シャローム（日中）	自主点検 消防署による立入検査	

1	グレイスホーム（夜間検証）	防火対象物点検	地区合同防災会議
2	エステル、マイーム（日中）	自主点検 S P 設備点検②	
3	ベテル、マイーム（日中）		

※防災訓練

- ・火災を想定した避難訓練を実施する。（年 2 回。入所施設はうち 1 回を夜間想定とする）
- ・地震想定訓練、風水害想定訓練は、各施設単位で計画して実施する。（年 1 回以上）

※点検内容

- ・自主点検（偶数月：防災・防犯係）：各施設で「防災自主点検記録表」にチェックをし、奇数月の防災会議時に防火管理者へ提出する。
- ・消防用設備等点検（年 2 回：共和消防設備）：消火器具、自動火災報知設備、火災通報装置、非常警報設備、漏電火災警報器、誘導灯
- ・スプリンクラー点検（年 2 回：正栄技研）：スプリンクラー設備、非常電源（自家発電設備）、非常電源（蓄電池設備）
- ・防火対象物点検（年 1 回：共和消防設備）：応急措置・救援救護・避難誘導などの防火管理体制の確認（防火管理維持台帳による確認、建物内の防火管理状況等の確認、防火対象物点検報告書の作成）
- ・消防職員の立入検査（年 1 回：消防職員）：消防関係の書類、防火管理体制、避難通路・避難口の確保、消防用設備等の維持管理・点検、届出が必要な物件の有無など

（４）DX 係

①基本方針

「2040 年問題」や「デジタル変革」が進む中、「生産性の向上」（業務効率化、業務負担軽減、人材確保の一環）、と「福祉支援の質の向上」の視点に立ち、デジタル化の推進に向けた整備を進める。

②重点目標

ア ICT の導入により、業務効率化を図る

- ・アイパッドやスマートフォンの導入を進め、音声入力等の活用を進める。

イ 職員への意識改革を進める

- ・自身の業務だけでなく関係する他部署の職員の業務効率化を意識させる。

③業務計画

DX化として以下の業務を行ない展開していく

ア 法人内のICT関係の整理

イ 共有ツールの管理・更新

ウ 情報の発信・共有

(5) 交通安全係

①基本方針

安全運転と運転マナーの向上を図り、交通事故を防止する。

②重点目標

ア 運転適性検査や交通安全講習等を行ない、職員の交通安全意識を高める。

イ 日常の車両点検の実施方法を再確認し、車両トラブルを防止する。

③業務計画

ア 飲酒運転根絶のため、アルコールチェッカーと酒気帯び確認記録簿を活用する。

イ 運転適性検査と交通安全講習を実施する。

ウ 洗車、工具類の点検を定期的実施する。

エ ホイールローダ講習の受講を計画的に進める。

④年間予定

月	内 容
4	任意保険の更新、各車両の工具確認
5	リフト車・特殊車両の整備状況確認、自動車税減免申請
7	ホイールローダの講習受講
9	運転適性検査の実施
10	交通安全講習の実施

11	冬季対策の呼びかけ（スタッドレスタイヤの準備等）
12	雪道走行時についての注意喚起

（６）地域福祉係

①基本方針

社会・地域の福祉の充実と発展を図るために恵の園で長年積み上げてきた経験や知識、技術など様々なことを地域社会に提供していく。また、地域にある社会資源を有効に活用しながら地域で暮らす人たちと地域で暮らす仲間として、恵の園の理念を施設内だけでなく地域においてもお互いに支え合い、助け合える福祉社会の構築を目指すために実践していく。

②重点目標

ア 地域のボランティア団体等と連携しながら、恵の園独自の取り組みを実施する

- ・子ども食堂や子どもの居場所作りの情報収集を行なう
- ・ひきこもり支援に向けた体制を構築する

イ 外部研修に参加し、地域福祉活動に対する学びを深める

③地域との交流について

- ・地域の方々の協力により、共同開催行事を実施する。
- ・利用者と共に地域サービスウィーク（環境美化）を実施する。
- ・地域の公益目的の団体に対して、地域交流ホーム及び行事用品等の貸し出しを適宜行なう。
- ・渋川市社会福祉協議会主催のボランティアの日事業へ協力する。
- ・ボランティア交流会（感謝の集い）を各施設で年1回実施。
- ・地域福祉活動を通して、地域住民との交流を推進していく。

④講師等の派遣について

- ・福祉体験学習や福祉に関する講義、講演等の講師の要請に対して、職員から講師を選任し、派遣する。
- ・職場体験や福祉体験学習、介護実習などの受入依頼に対して、目的を明確にした上で、各施設で受入れを行なう。

⑤年間計画

月	法人内行事	地域行事	その他
4			東京電力青年部ボランティア
6		地域サービスウィーク ①	高崎パ・イロットクラブコンサート
7	納涼祭		
8		明保野祭り	東京女学館ワークキャンプ
9		高柳歌謡教室発表会	恵の園をささえる会ボランティア ①
10	バザー	ふれあいボウリング 渋川市民文化祭 地域サービスウィーク ② 渋川社協ボランティア 祭	
11			小中学校福祉体験学習講師派遣 恵の園をささえる会ボランティア ②
12	クリスマス集会		

※群馬ダイヤモンドペガサス、ザスパ草津群馬の公式戦観戦招待は随時対応

(7) 広報係・魁

①基本方針

利用者およびご家族、また外部の方への情報提供を図り、法人の活動に対し正しく認識していただくと同時に、協力や支援が得られるようにする。

また、広報誌「一粒の麦」、ホームページ等で情報を公開し、法人の各事業の案内と利用の促進を図る。

②重点目標

ア 広報機能の強化

- ・一粒の麦の発送作業や後援会との連携を図り、遅れのないように進める。
- ・ホームページリニューアルと共に更新方法の検討を進める。

③業務計画

広報活動として以下の業務を行ない展開していく

- ア 法人パンフレットの改訂及び管理
- イ 施設 PR パンフレットの更新及び管理
- ウ 「施設紹介ムービー」の更新・管理と活用
- エ 「恵の園かのメッセージ」ムービーの更新・管理と活用
- オ 「ヒストリームービー」の作成・管理と活用
- カ 施設紹介パネルの更新及び管理
- ク ホームページの更新及び管理
- ケ 恵の園ニュース「一粒の麦」の作成および配布と管理
- コ 職場啓発ポスターの掲示及び管理

年間業務計画

月	一粒の麦	ホームページ	職場啓発ポスター	その他
4	(春号) 発行	更新確認	交換	役割分担
5	夏号編集会議			マニュアル検証
6	編集作業		交換	施設パンフレット確認・改訂
7	(夏号) 発行	更新(決算報告)		施設紹介パネル確認・改訂
8	秋号編集会議		交換	
9	編集作業	「先輩からのメッセージ」更新		
10	(秋号) 発行	更新確認	交換	
11	新年号編集会議			
12	編集作業 (新年号) 発行		交換	マニュアル改訂完了
1	春号編集会議	理事長挨拶更新		事業計画振り返りと作成
2	編集作業		交換	マニュアル検討・更新
3	編集作業			第三者郵便使用封筒印刷

<人事部>

(1) 採用係

①基本方針

法人の「基本理念」に基づき、その具現化を図る職員、そして「恵の園の目指す職員像」に近づくべく、常に努力する職員の獲得を目指す。

②重点目標

ア 「2025年問題」を目前にしており、採用者数の増加を目指す

- ・訪問先で継続的に紹介していただけるサイクルを確立する。
- ・異業種など多方面から働きかけをし、多彩な人材を獲得する。（ダブルワーク、アクティブなシニア世代、短時間勤務など）
- ・リファラル制度やカムバック制度を積極的に案内し、活用する。
- ・外国人介護人材の更なる受入をすすめる。

③業務計画

採用活動として以下の業務を行ない展開していく。

- ア 採用紹介先を増やす。
- イ 訪問等で担当者との継続的な関係を構築する。
- ウ 様々な採用ツールの情報収集と活用。
- エ 採用説明会へ積極的に参加。
- オ 異業種の採用にも働きかける。

月	内 容
4	リファラル採用の案内（チラシ配布）
5	令和5年度事業報告書作成、学校訪問
6	渋川地域企業ガイダンス（高校生対象）
7	ハローワーク企業説明会&ミニ面接会①
8	県介護保険施設就職説明会
9	介護と福祉のおしごと就職相談会（上毛新聞社主催）
10	北毛地区別福祉の仕事フェア
11	ハローワーク企業説明会&ミニ面接会②
12	リファラル採用の案内（チラシ配布②）
1	令和7年度事業計画書作成
2	公正採用選考研修会（労働局・ハローワーク主催）
3	ハローワーク企業説明会&ミニ面接会③、群馬医療福祉大学セミナー

(2) 人材育成係

①基本方針

- ア 法人の「基本理念」の理解を深め、その具現化を図る職員を育成する。
- イ 創立の精神と事業を「継承する職員」を育成する。
- ウ 福祉共生社会の推進、構築を目指すため、職員の育成のみならず、地域の人材育成にも積極的に取り組む。

②重点目標

- ア 「より良く」のために成長を続ける職員の育成・定着に力を入れる
 - ・恵の園の職員として成長を促すための研修などを企画・実施する。（実務的な内容も含む）
 - ・虐待防止の視点から、役職者と中堅職員に対し「感情マネジメント力」（EQ含む）の向上のための研修を企画する。
 - ・「定着推進」と「離職防止」のための具体的な方策に取り組む。（3年未満職員への丁寧なフォローアップ、健康管理、ハラスメント対策など）
- イ 障害者雇用やシニア雇用など、職務能力に制限があり一定の配慮が必要な職員の成長を促すための仕組みづくりを構築する
 - ・新たに作成した「業務振り返りシート」を活用し、本人の目的・意欲・能力に沿った目標設定で成長を促す。（指導職にも意図を説明する機会を設け、各施設と障害者雇用チームが連携してすすめる）
- ウ 外国人介護人材のための「介護福祉士国家試験対策」を行ない、定着を図る
 - ・月1回、実施ができるように企画をする。（外国人介護人材チームが中心になって企画する）
- エ キャリアパスを再整理する
 - ・雇用形態が多岐にわたっているため、一般的なキャリアパスに一致しない職員も多くいる。法人の組織における役割や業務内容、報酬などのシステムを再構築し、職員にも明示をする。（受入にあたっての視点や意図、注意点なども含めて整理する）

③業務計画

ア 法人内研修

	対象職員	回数	内容
理事長研修	全職員	年2回	法人理念等
管理職研修	管理職	年2回	法人理念、管理者としての役割等

指導職研修	指導職	年 2 回	法人理念、指導職としての役割等
一般職研修	一般職	年 2 回	法人理念、恵の園の職員としての役割等
新任職員研修	新任職員 (中途採用含む)	年 1 回	恵の園の職員として基本的な事柄等
新任職員フォローアップ研修	新任職員	年 2 回	〃
全体研修	全職員	年 3 回	心肺蘇生法 感染症予防（講義と実技）
現任研修	施設別	年 1 1 回	専門性の強化を中心に実施 ※感染症予防（講義と実技）を各 1 回実施。 ※虐待予防と身体拘束に関する内容を各 1 回実施。
役職研修	管理職、指導職	年 2 回	必要性・緊急性の高いテーマで実施
交換研修	複数名	年 1 回	法人内の他施設で職場体験をする

※リーダーズアカデミーは理事長研修が軌道にのるまで休止

※感染症予防は年間で 4 回（講義 2 回と実技 2 回）実施しなければならないため、全体研修と現任研修でそれぞれ企画する

イ 法人外研修

- ・法人又は各施設で計画し実施する。

ウ 見学研修

- ・法人又は各施設で計画し実施する。

エ 自己教育の推進

- ・職員の自己教育に対し、図書などの充実を図り、また必要な支援も行なう。

オ 専門医等による研修（医師、PT、嚥下・摂食等）

カ 赤城教育セミナー開催準備（休止中）

キ 給食委託業者への研修

- ・恵の園が大切にしている食事についての考え方などを伝える機会を設け、より良い食事提供につなげていく。

(3) 安全衛生委員会

①基本方針

職員の「労働災害」「労働疾病」の予防を図り、安全で快適な職場づくりを目指す

②重点目標

ア 「感染症予防」の徹底を継続する

- ・新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する予防対策が形骸化しないように注意喚起を継続し、定期的な確認を行なう。
- ・感染症に係る事業継続計画（BCP）のバージョンアップをすすめる。

イ 「安全・安心の労働環境」を構築する

- ・職員が安心して安全に働くことのできる職場づくりに取り組む。

③業務計画

ア 働くうえでの課題や問題を検討し、より良い職場づくりをする。

イ 心身の健康を保持するため、「健康診断」と「ストレスチェック」を実施し、労働疾病の予防を行なう。

④年間予定

月	内 容	月	内 容
4	定期健康診断結果報告書を労基へ提出（10～3月分）	10	全国労働衛生週間 ストレスチェックの実施 （集団分析、労基報告）
5	食中毒予防の注意喚起	11	感染症予防対策 産業医による感染症予防研修 （人材育成係と連携） ヨガ教室
6	ヨガ教室（生き活き健康事業所宣言）	12	凍結による転倒防止の注意喚起
7	熱中症予防対策 深夜業従事者健康診断	1	35歳未満職員健康診断 花粉症対策の注意喚起
8	定期健康診断結果報告書を労基へ提出（深夜業従事者分）	2	ヨガ教室
9	ヨガ教室	3	

※毎月一回、安全衛生委員会の定例会議を開催する

＜その他の係＞

（１）支援向上委員会

〔虐待防止委員会・身体拘束適正化検討委員会〕

①基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念と合わせ、以下の基本方針に基づき行動していく。

- ・虐待を引き起こさないために利用者の障害や性格等を常に確認しつつ支援を実行していく。
- ・身体拘束「ゼロ」を目指す。
- ・上記２点を実践するため、職員同士お互いが指摘（意見交換）しあえる雰囲気作りの構築と利用者支援、業務全般の職員の質の向上を図るため研修（外部・内部）を行なう。同時に環境面、体制面及び職員のメンタル面についても対応していく。

②重点目標

○支援向上（虐待防止・身体拘束共通）

ア 「支援向上指針」を周知・実践していくための方法を構築していく

イ 職員の資質向上を図る

- ・基礎研修を実施する。
- ・各施設の取り組み内容の発表の場を設け、共有化を図っていく。

○虐待防止

ア 各施設で虐待防止の取り組み内容をあげ、１年間実践していく

イ 「セルフチェックリスト」を年２回実施し課題を改善していく

○身体拘束

ア 身体拘束「ゼロ」を更に推し進めるためのシステム作りを行なう

イ 身体拘束「ゼロ」に向けて、実践施設の見学を行なう

③業務計画

ア ４月の虐待防止月間において、各施設での１年の取り組みを確認する。

イ 半年に1回「仕事の基本セルフチェックリスト」の実施及び改善。

ウ 外部研修の実施。

エ 第三者委員との連携を密にしていく

オ 第三者評価受審を計画的に進めていく。

④年間予定

月		内 容	研 修		
4	虐待防止月間	・セルフチェックリスト 実施 ・身体拘束検証	虐待防止 関連	身体拘束 関連	資質向上 関連
5		・セルフチェックリスト 振り返り	〃	〃	〃
6		・セルフチェックリスト 改善内容実施	〃	〃	〃
7		・セルフチェックリスト 改善内容実施 ・身体拘束検証	〃	〃	〃
8		・セルフチェックリスト 改善内容実施	〃	〃	〃
9		・セルフチェックリスト 実施	〃 内容変更	〃 内容変更	〃 内容変更
10		・セルフチェックリスト 振り返り ・身体拘束検証	〃	〃	〃
11		・セルフチェックリスト 改善内容実施	〃	〃	〃
12		・セルフチェックリスト 改善内容実施	〃	〃	〃
1		・セルフチェックリスト 改善内容実施 ・身体拘束検証	〃	〃	〃
2		・セルフチェックリスト 検証	〃	〃	〃
3		・身体拘束まとめ	〃	〃	〃

※研修、全施設共通の内容で半年の間で全職員が参加。

(2) 環境改善委員会

①基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念と合わせ、以下の基本方針に基づき行動していく。

- ・良質な介護の提供を目指すために常に PDCA のサイクルで業務改善に取り組んでいく。
- ・職員個々のパフォーマンスやモチベーションをあげていけるように働きやすい職場・環境を整備していく。

②重点目標

ア 委員会の活動を定着させる

イ 各施設の業務の洗い出しを行ない、課題を抽出し改善に取り組む

③業務計画

ア 月 1 回の会議を開催する。

(3) 公益的取り組み

①基本方針

社会福祉法人による地域社会への貢献として、制度化されていないまたは制度の狭間にある福祉ニーズに対応するサービスを創意工夫し推進していく。

法人の広報機能を利用し、非営利性や公益性の意味など社会福祉法人の特性、提供するサービスの内容、公益的な取り組みの実施状況等について、積極的に発信し、地域からの信頼を得られるように努める。

②重点目標

ア 地域とのつながりを図り、地域ニーズの把握を強化。さらに居住支援など新たな取り組みについても検討を進める

イ 法人の事業方針に準じた取り組みを行なう

③業務計画

ア 社会福祉に関する教育活動や情報提供

- ・社会福祉教育への講師派遣として、渋川市内の小・中学校に講師を派遣し、福祉体験学習に協力する。また、榛名女子学園の介護職員初任者研修に講師を派遣し、資格取得に向けた協力を行なう。
- ・社会福祉施設の職場体験活動の受入れ先となり、渋川市内の小・中・高校生、特別支援学校の生徒さんに職場体験を通して福祉について学んでいただく。また、福祉系専門学校、大学の学生さんの資格取得に向けた現場での実習に協力する。
- ・福祉・教育・医療分野の広報誌「魁」を年4回、毎回3,000部発行し、一般の方々へ福祉啓蒙活動を行なう。

イ 福祉サービス対象外の方への支援

- ・個人での、また、ご家族が付き添っての通院・入院が困難な方々に対して、職員が同行し、手続きや入院中の支援を行なう。
- ・障害特性などから、地域生活が困難な方に対して、職員寮を安価で提供し、生活全般の支援を行なう。

ウ 地域の福祉ニーズに対する取り組み

- ・渋川市内の障害・保健・福祉の事業者が協力して立ち上げたNPO法人渋川広域障害保健福祉事業者協議会に職員を出向し、渋川市の相談支援を中心としたニーズに応える。

エ 少年矯正事業への協力

- ・前橋家庭裁判所からの補導少年の矯正に向けた取り組みのひとつとして、福祉現場での体験実習を受入れる。また、榛名女子学園の園生の矯正に向けた取り組みのひとつとして、福祉現場での奉仕活動を受入れる。

令和6年度

施設事業計画書

社会福祉法人 恵の園

種 別	施 設 名 称
障 害 者 支 援 施 設	グ レ イ ス ホ ー ム
障 害 者 支 援 施 設	あ け ぼ の ホ ー ム
障 害 者 支 援 施 設	め ぐ み の 里
特 別 養 護 老 人 ホ ー ム	カ ナ ン
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	マ イ ー ム
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	ベ テ ル
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	エ ス テ ル
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業	シ ャ ロ ー ム
デ イ サ ー ビ ス	ゆ う か り
相 談 支 援 事 業	ぶ ど う の 木
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	シ オ ン の 丘
収 益 事 業	オ リ ー ブ

目 次

第1章 年間予定表	1
第2章 会議・研修・集会等一覧表	3
第3章 入所系サービス	
1.グレイスホーム〔生活介護事業・施設入所支援事業〕	5
2.あけぼのホーム〔生活介護事業・施設入所支援事業〕	8
3.めぐみの里〔生活介護事業・施設入所支援事業〕	11
4.カナン〔特別養護老人ホーム・短期入所生活介護〕	14
5.マイーム〔共同生活援助事業〕	18
第4章 通所系サービス	
1.ベテル〔就労継続支援事業B型〕	20
2.エステル〔就労継続支援事業B型・生活介護事業〕	22
3.シャローム〔就労継続支援事業B型〕	25
4.ゆうかり〔通所介護・予防介護〕	27
第5章 相談支援サービス	
1.ぶどうの木〔相談支援事業所〕	30
2.シオンの丘〔居宅介護支援事業〕	31
第6章 収益事業	
1.オリーブ	32

令和6年2月13日 現在

1

令和6年度（2024年度） 社会福祉法人 恵の園 年間予定表

令和6年2月13日 現在

10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月		
1 火			1 金			1 日 礼拝(池田)			1 水			1 土			1 土		
2 水			2 土 チャリティバザー			2 月			2 木			2 日 礼拝(池田)			2 日 礼拝(池田)		
3 木			3 日 礼拝(池田)			3 火			3 金			3 月			3 月		
4 金			4 月			4 水 年末会食会(AH)			4 土 仕事始め			4 火			4 火		
5 土			5 火			5 木			5 日 礼拝(池田)			5 水			5 水		
6 日 礼拝(池田)			6 水			6 金			6 月			6 木			6 木		
7 月			7 木 日帰り旅行(B)			7 土 通所支援日			7 火			7 金			7 金		
8 火			8 金			8 日 礼拝(櫻井)			8 水 新年会(GH) ゆうあいフェスティバル(～10日)			8 土			8 土		
9 水			9 土 通所支援日			9 月			9 木			9 日 礼拝(櫻井)			9 日 礼拝(櫻井)		
10 木 職員旅行7班			10 日 礼拝(櫻井)			10 火			10 金			10 月			10 月 経営会議		
11 金 日帰り旅行(工)			11 月 経営会議 創立の精神を学ぶ集い(櫻井)			11 水			11 土 創立の精神を学ぶ集い(櫻井)			11 火			11 火		
12 土			12 火			12 木 理事会・懇親会			12 日 礼拝(櫻井)			12 水			12 水		
13 日 礼拝(櫻井)			13 水 職員旅行9班			13 金 会食会(工)			13 月			13 木			13 木		
14 月			14 木			14 土			14 火			14 金			14 金		
15 火			15 金 WAX23階レク(里)			15 日 礼拝(名誉会長)			15 水 新年会(AH)			15 土 創立の精神を学ぶ集い(櫻井)			15 土		
16 水 利用者旅行(GH)			16 土 WAX1階(里)			16 月 創立の精神を学ぶ集い(名誉会長)			16 木			16 日 礼拝(名誉会長)			16 日 礼拝(名誉会長)		
17 木			17 日 礼拝(名誉会長)			17 火			17 金			17 月			17 月		
18 金 一般職研修(名誉会長)			18 月 指導職研修(名誉会長)			18 水			18 土 通所支援日			18 火			18 火		
19 土 通所支援日			19 火			19 木			19 日 礼拝(櫻井)			19 水			19 水		
20 日 創立50周年 礼拝(名誉会長)			20 水 運営協議会			20 金			20 月 経営会議			20 木			20 木		
21 月 創立の精神を学ぶ集い(櫻井)			21 木			21 土 通所支援日			21 火			21 金			21 金		
22 火			22 金			22 日 礼拝(櫻井)			22 水			22 土			22 土		
23 水			23 土			23 月			23 木			23 日 礼拝(櫻井)			23 日 礼拝(櫻井)		
24 木 職員旅行8班			24 日 礼拝(櫻井)			24 火 クリスマス集会			24 金			24 月			24 月		
25 金			25 月			25 水			25 土 通所支援日			25 火			25 火		
26 土			26 火			26 木			26 日 礼拝(櫻井)			26 水			26 水		
27 日 礼拝(櫻井)			27 水 職員旅行10班			27 金 仕事納め、慰労会(B、シヤ)			27 月			27 木			27 木		
28 月			28 木 青年会全国大会			28 土 通所支援日			28 火			28 金 理事会			28 金		
29 火			29 金 青年会全国大会			29 日 礼拝(櫻井)、利用者冬休み			29 水						29 土		
30 水			30 土			30 月			30 木						30 日 礼拝(櫻井)		
31 木						31 火			31 金						31 月		

※現任研修(1)

※現任研修(1)

※ゆうあいフェスティバル

※現任研修(1)

※現任研修(1)

第2章 会議・研修・集会等一覧表

(1) 会議・集会等

	会議等の種類	曜日・回数等	時 間	場 所	出席の範囲
会 議	経営会議	隔月	13:30~15:30	めぐみの里会議室	理事長、施設長
	管理職会議	毎週火曜日	10:10~12:00	〃	施設長、副施設長
	チーフ会議	毎週火曜日 (～月1回)	14:10~15:10	〃	チーフ(各部署から1名)施設長又は副施設長がオブザーバー
	人事部会議	第2水曜日	14:10~16:00	〃	人事部の各係責任者
	地域福祉係会議	第1金曜日	14:10~16:00	〃	地域福祉係担当者
	人材育成係会議	第2金曜日	14:30~16:00	〃	人材育成係担当者
	広報係会議	第4金曜日	14:10~16:00	〃	広報係担当者
	防災・防犯係会議	第2水曜日	14:10~15:10	〃	防災係担当者
	安全衛生委員会	第2金曜日	13:30~14:30	〃	安全衛生管理監督者、衛生管理者、産業医、担当職員
	固定資産管理係会議	隔月	14:10~15:10	〃	固定資産管理係担当者
	支援向上委員会会議	第3金曜日	14:00~16:00	〃	支援向上委員
	D X 係	月1回	14:10~16:00	〃	担当者
	ベテル会議	第3木曜日	16:00~17:30	ベテル製袋班	施設長、所属職員
	グレイスホーム会議	第1.3木曜日	14:00~16:00	グレイスホーム職員室	施設長、所属職員
	あけぼのホーム会議	月2回	14:00~16:00	あけぼのホーム職員室	施設長、所属職員
	めぐみの里会議	第1.3火曜日	14:00~16:00	めぐみの里多目的室	施設長、所属職員
	シャローム会議	第3金曜日	16:00~17:00	シャローム職員室	施設長、所属職員
	エステル会議	第3木曜日	16:00~17:30	エステル職員室	施設長、所属職員
	マイーム会議	隔月1回	9:30~11:00	めぐみの里会議室	管理者、サービス管理責任者、世話人 バックアップ施設職員
	バルナバホーム会議	隔月1回	9:30~11:00	めぐみの里会議室	
	さくらホーム会議	隔月1回	9:30~11:00	めぐみの里会議室	
	クロスホーム会議	隔月1回	9:30~11:00	めぐみの里会議室	
	ダビデホーム会議	隔月1回	9:30~11:00	めぐみの里会議室	
	カナン会議	第1.3水曜日	10:30~12:00	カナン会議室	施設長、所属職員
	ゆうかり会議	第3火曜日	14:00~15:00	カナン会議室	施設長、所属職員
	ぶどうの木会議	第3水曜日	13:00~15:00	ぶどうの木相談室	施設長、所属職員
	庶務・経理係会議	第1水曜日	10:00~12:00	庶務・経理事務室	総務部長、所属職員
	身体障害者施設 給食会議	第3水曜日	14:00~15:00	グレイスホーム食堂	栄養士、給食担当者、業務委託者他
	知的障害者施設 給食会議	第3水曜日	13:00~14:00	めぐみの里会議室	栄養士、給食担当者、業務委託者他
	カナン・ゆうかり給食会議	第2金曜日	14:00~15:00	カナン会議室	栄養士、給食担当者、業務委託者他
集 会 等	職員朝礼	毎日(平日)	8:40~8:50	合同事務所	全職員
	全体朝礼	毎週月曜日	8:55~9:05	あけぼのホーム前広場	身体障害者施設利用者、職員
	創立の精神を学ぶ集い	土又は月曜日 の月1回	10:20~11:50	地域交流ホーム	利用者、職員

(2) 研修会 (下記の研修の他、必要に応じ計画していく)

研 修	理事長研修	年 2 回	10:00~12:00	めぐみの里多目的室	管理職、指導職、一般職、契約職
	管理職研修(創立者による)	年 4 回	10:30~12:00	めぐみの里多目的室	管理職
	指導職研修(創立者による)	年 4 回	10:30~12:00	〃	指導職
	新任職員研修(フォローアップ研修)	年 2 回	9:00~12:00	カナン地域交流室	令和 4 年度中途採用職員 令和 5 年度新任職員
	新任職員研修	年 1 回	9:00~20:00	研修センターリバーサイド	令和 4 年度中途採用職員 令和 5 年度新任職員
	現任研修(一部役職研修含む)	年 15 回	各施設で設定	各部署	理事長、管理職、指導職、一般職他
	全体研修	年 2 回	17:45~19:00	カナン地域交流室	管理職、指導職、一般職員

第3章 入所系サービス

1. グレイスホーム〔生活介護事業・施設入所支援事業〕

(1) 基本方針

- ①「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念に基づき、運営をしていく。
- ②翌檜的福祉ではなく、そのハンディキャップをありのままに受け止め、一人ひとりの利用者が幸せに良く「生きる」ための支援をしていく。
- ③家庭に代わる生活の場として、安心と安らぎの生活の場、生活の時（流れ）を、利用者と職員が共に構築していく。
- ④あてがいぶち的な支援ではなく、「人間としての自立」を尊重し、利用者の主体的な生活の支援をしていく。
- ⑤利用者の生活を重視しつつ、「機能の回復及び開発」、「創る（作る）」、「育てる」、「働く」活動に力を入れる。
- ⑥「福祉は人なり」の基本にたち、職員の学び、成長に力を入れていく。
- ⑦施設も地域の一員として、地域との関わりを大切にすると共に、地域のニーズにも応えていく。

(2) 重点目標

- ①利用者支援の向上を目指す。
 - ア 利用者個々のニーズを組み取り、地域移行を含めた就労移行について検討する。
 - イ 利用者の高齢化や重度化に伴い、日々のスケジュールの見直しを図る。
 - ウ 現任研修で介護技術の底上げを図る。
- ②老朽化した箇所を整備し、心地よい生活環境を維持する。
 - ア LED 交換工事
 - イ 喫煙所の改修
 - ウ 浄化槽修繕
 - エ 古いエアコンの交換（事務所）

(3) 利用者支援

- ①生活介護・施設入所支援
 - ・グレイスホームの支援を以下の4つに分類し、その中で課題を絞り込み、重点的に取り組む。
 - ア 生活支援
 - ・利用者個々の希望を聴き、バス外出や個別外出、日帰り旅行等の検討実施をする。
 - イ 機能訓練
 - ・理学療法士と連携し、生活の中で実施できる活動内容をケース会議やリハカン

ファレンス等で検討、日常的に実施する。

ウ 創作・文化活動

- ・料理クラブの参加人数を調整しながら、作る楽しみも重視した活動とする。
- ・季節毎に旬味祭を実施する。
- ・季節毎の行事に飾る物を計画し、希望者を交えて創作する。

エ 生産活動

- ・役割や達成感を重視した活動とするために封入作業の見直しを図りつつ、利用者個々の希望を聴き、地域移行も含めた就労移行について検討実施する。

②建物設備計画

- ア LED 交換工事
- イ 喫煙所の改修
- ウ 浄化槽修繕
- エ 古いエアコンの交換（事務所）

③年間計画

月	施設の行事	支援関係・外部行事・その他
4	施設別懇談会 花見（旬味祭）	個別支援計画書説明・承諾書 令和5年度事業報告書策定
5		血液検査 生もの禁止期間開始、防災設備点検
6		尿検査、前期健康診断
7		防災訓練（日中）
9	夏の旬味祭	スプリンクラー設備点検 歯科検診（県歯科センター）
10	ハロウィン	県障害者スポーツ大会、生もの禁止期間解除、 ワックス掛け（共用部分も同時に実施） インフルエンザ予防接種（接種希望者）
11	秋の秋覚祭	防災設備点検
12	大掃除	尿検査、後期健康診断、防災訓練（夜間）
1	はるなの会新年会	令和7年度事業計画書策定
3	冬の旬味祭	スプリンクラー設備点検

※創作・文化活動：料理クラブ（毎月）季節行事毎の創作は随時実施

※グレイシアター、利用者自治会はるなの会集会：毎月実施

※地震想定訓練：他施設と調整し、年1回以上実施

※歯科検診は隔年実施のため、今年度実施予定

※耳鼻科健診は隔年実施のため、令和7年度度実施予定

※利用者の胸部レントゲンは8～9月頃予定

（4）短期入所事業

①基本方針

利用者の意向及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

支援内容については、個別支援計画書に基づき施設入所支援・生活介護事業の支援内容に準じて、利用者・家族の希望等を取り入れながら行なう。

②重点目標

- ア 利用者・家族の希望・要望を聴き、ニーズを確認しながらそのひとらしいより良い生活ができるよう支援を行なう。
- イ 相談支援事業所と連携し、近隣の支援機関や見学者等に、短期入所事業の情報提供を行ない、利用率向上に繋げる。
- ウ 緊急時の受け入れの検討を行なう。

2. あけぼのホーム〔生活介護事業・施設入所支援事業〕

（1）基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という基本理念に基づき支援を行なう。

- ①利用者一人ひとりがその人らしい生活ができるように支援する。
- ②自己決定を尊重しながら、自律した心豊かな生活ができるように支援する。
- ③職員は、日々の実践を検証し、利用者が安心と安全、そして、快適なサービスが実感できるように自己研鑽しながら利用者支援を行なう。

（2）重点目標

- ①建て替えに向けた検討を開始する。
 - ・利用者や職員から要望の聞き取り、他施設見学など様々な視点で検討する。
- ②利用者支援の向上を図る。
 - ・日中活動を充実させる。
 - ・利用者一人ひとりに、希望するニーズを聞き取り支援計画に反映する。

（3）利用者支援

①生活介護・施設入所支援

ア 日常生活支援

- ・職員一人ひとりが安全・安心を考えて利用者支援をする。
- ・利用者の自己決定を尊重し、本人や家族の希望や想いに沿った支援を行なう。
- ・感染症予防を考慮しながら、外出支援を含めた日中活動を充実させる。

イ リハビリテーション

- ・利用者個々の生活機能維持を目指すため、多職種で検討しリハビリテーション計画を作成して実施する。
- ・リハビリの中でレクリエーションをする機会を設け、機能維持を図る。

ウ 健康管理

- ・入退院を繰り返さないために、利用者の健康状態の把握を行なう。また、利用者の異変の早期発見や通院、専門医への受診など総合的に支援を行なう。
- ・緊急時の対応について利用者や家族の意思を確認する。

エ 食事

- ・食器の定期購入や厨房機器のメンテナンス等を行ない、厨房の職員が使いやすい環境設備に努める。また、イベント食やセレクトメニューなどを取り入れ、献立を充実させる。
- ・利用者の高齢化や重度化を考慮し、食事内容や食事形態を見直す。

- ・利用者の栄養及び摂食嚥下の状態を多職種で情報共有し、連携しながら利用者個々の状態に合わせた食事を提供する。

②建物設備整備計画廃棄

- ・建て替えを念頭に置き機器を購入する（介護用リフト、ベッド、エアコン、浴室設備温冷配膳車等）

③年間計画

月	施設行事等	業 務 等
4	花見 家族懇談会	新任・異動職員実習、現況表作成 推定エネルギー、荷重平均の算出
5		生もの禁止期間開始（10月まで）害虫駆除
6	親笑レクリエーション 故人を偲ぶ会	
7	納涼祭	全身協全国大会 胸部X-P、聴打診
8	暑気払い	害虫駆除
9	身障スポーツ大会（陸上）	歯科検診、耳鼻科検診
10	身障スポーツ大会（FD）	生もの禁止期間解除
11	チャリティーバザー	害虫駆除 聴打診、インフルエンザ予防接種
12	クリスマス集会 年末会食会	年末大掃除
1	新年会	
2		地震想定避難訓練、害虫駆除、次年度事業計画策定
3		

（４）短期入所事業

①基本方針

利用者やご家族からのニーズを尊重しながら、安心・安全な支援が受けられるよう利用者の立場に立ったサービスを提供する。また、支援について、利用者のニーズを基にケアプランを作成し、施設生活を有意義に過ごせるように利用者個々に合わせた支援を行なう。

②重点目標

- ・利用者及びご家族のニーズを確認しながら個別支援計画に基づき、楽しみを持って利用ができるよう支援を行なう。
- ・ご本人とご家族に対して報告、連絡、相談を円滑に行ない、信頼関係作りに努め

- る。
- ・緊急時の受入れも検討する。

(5) 目黒区重度身体障害者短期入所事業委託

①基本方針

短期入所事業に準ずる。

②重点目標

短期入所事業に準ずる。

3. めぐみの里〔生活介護事業・施設入所支援事業〕

(1) 基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念と合わせ、以下の基本方針に基づき運営をしていく。

- ①あすなろ的福祉でなく、そのハンディキャップをありのままに受け止め、一人ひとりの利用者に最大限の幸福がえられる生活の場として保障していく。
- ②なぜ知力にハンディキャップを持った方々が生まれてくるのか、その存在そのものについての根源的な問いかけを職員一人ひとりが大きな課題として常に行なうと同時に社会にも問いかけていく。
- ③利用者の生活を重視しつつ、「創る（作る）」、「育てる」、「働く」活動に力をおき、支援を進めていく。
- ④福祉は人なりの基本に立ち、職員の研修に力を入れ、職員のレベルアップに常に努めていく。また利用者を指導訓練するといった対立の関係ではなく、共に学ぶ姿勢を保ち、むしろ謙虚に利用者から学ぶといった誠意ある働きを進めていく。
- ⑤地域との接点を模索し、点から線へ、そして面へと広げる努力を行なっていく。

(2) 重点目標

①支援の向上を図る

ア 虐待防止・身体拘束廃止の視点からマニュアルを見直し、支援の統一を図る。

イ インカムを導入し、職員間の連携を強化する。

ウ 「第三者評価」を受審し、具体的な課題等を把握し、改善につなげる。

②利用者の生活スタイルを見直す。

ア 余暇活動の充実を図る。

(外部資源の活用やタイムテーブルの見直しなどで、短時間でも楽しめる活動を検討する)

イ 利用者の「地域移行」に関する聞き取りを行ない、意思決定支援をする（必要に応じて入所定員の見直しも検討する）。

(3) 利用者支援

①生活介護・施設入所支援

ア 日常生活支援

・「ぐんま強度行動障害総合支援事業」に参画し、アセスメントや個別支援計画を通して、利用者の特性を把握し、チームで支援を見直す。

- ・相談支援事業所と連携し、利用者の希望や生活課題などを把握し、利用者だけでなく家族の希望も踏まえながら寄り添った支援をする。

イ 食事

- ・車椅子利用者、食事介助が必要な利用者が増えているため、安全に食事ができるように食席や食堂レイアウト、支援方法を見直す。
- ・食物繊維の摂取量が少ないため、委託業者と連携して献立を見直す。栄養補助食品などの添加を検討する。

ウ 機能訓練

- ・身体機能の維持およびリフレッシュのため、外に出て身体を動かす機会を意図的に増やす。
- ・理学療法士（PT）や令和5年度に新たに導入した外部の言語聴覚士（ST）などの専門職と連携し、リハビリを実施する。

エ 健康管理

- ・多職種で連携して、小さな変化を見逃さないようにする（通院など早期対応を図り、長期入院者を減らす）。
- ・血液検査で腫瘍マーカー検査を実施し、癌の早期発見につなげる（希望者のみ）。
- ・うがい、手洗い、換気等の基本的な感染症予防を徹底する。また、感染症予防の研修も実施する。

②建物設備計画

ア 屋外センサーの更新工事

イ 2階ベランダ出入口の電気錠設置工事

ウ 利用者全居室のエアコン交換工事

エ 排水管のつまり対策（便器・汚物処理槽の交換、配管清掃）

※2・3階の浴室改修の検討を進める。

年間計画

月	施設の行事	支援関係、外部行事、その他
4	花見	厨房害虫駆除
5		生もの禁止期間開始、聴打診、消防設備点検 里の風だより
6	Uレク	歯科検診、床ワックス
7	ボランティア交流会	耳鼻科検診、厨房害虫駆除 胸部レントゲン
8		防災訓練（夜間想定）、フロア害虫駆除
9	Uレク	障害者スポーツ大会、福祉パレード、床ワックス ナイスハートフェア、スプリンクラー設備点検
10		障害者スポーツ大会、生もの禁止期間解除 厨房害虫駆除
11	Uレク	インフルエンザ予防接種（聴打診） 床ワックス、消防設備点検

12	クリスマス・パーティー	防災訓練（日中想定）、年末大掃除
1	新年会	ゆうあいフェスティバル、厨房害虫駆除 里の風だより
2	節分（豆まき）	防災訓練（地震想定）
3	Uレク	床ワックス、スプリンクラー設備点検 ボイラー点検、あすなろ祭

※個別支援計画作成（同意・モニタリング・アセスメント）については随時実施

※家族連絡会は、必要に応じて実施

（４）日中一時支援

①重点目標

- ・利用者の状況（生活・健康・障害等）を理解し、本人と家族が安心して利用できる
ように支援をする。

②利用者支援

- ・生活介護・施設入所支援に準ずる。

（５）短期入所

①重点目標

- ・利用者の状況（生活・健康・障害等）を理解し、本人と家族が安心して利用できる
ように支援をする。

②利用者支援

- ・生活介護・施設入所支援に準ずる。

4. カナン〔特別養護老人ホーム・短期入所生活介護〕

（１）基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念に基づき運営する。

- ①老人福祉法ならびに介護保険法に基づき、利用者の方々の自主性・自立性を重んじつつ、意志及び人格を尊重しその人らしい生活を送れるように支援していく。
- ②利用者が可能な限り在宅生活ができるよう、明るく家庭的な雰囲気のもと、寝たきりにならない、重度化を防ぐためにご本人の体調に合わせた離床を行い、身体面だけではなく精神面での支援を実践していく。
- ③地域においては高齢者福祉の拠点として総合的な福祉サービスの提供を推進していくと共に、地域との関わりを深め、ニーズにも積極的に取り組んでいく。
- ④「福祉は人なり」の基本にたち、職員の学び、成長に力を入れていくと同時に、働きがいのある職場作りを目指す。

（２）重点目標

①潤いある生活を送れるような支援

- ・アセスメントから興味があることを知り、ケアプランに組み込み個別支援に繋げる。
- ・季節の行事を充実させる。計画から準備、当日までの動きをスムーズにできるようマニュアルを作成する。
- ・安心して気持ちよく過ごすことができるよう、住環境を整える。

②利用者支援の向上を進める

- ・認知症介護基礎研修、虐待防止、喀痰吸引など研修の受講を進める。
- ・安全な支援を提供できるよう、基本的な正しい介護技術を学ぶ。
- ・認知症や疾病、薬の作用等について学び、機能の低下や事故に対する予防に努める。

（３）利用者支援

①介護

ア 生活支援

- ・管理的、画一的な支援にならないように利用者、家族、他職種で話し合いながら施設サービス計画に基づき、個々人に即した援助に努める。
- ・利用者の主体性を損なうことなく尊厳を保持し、有する能力に応じた自立を支援する。

イ 虐待・身体拘束

- ・それぞれ年に２回以上の研修を行ない、全員に周知できるよう計画する。
- ・毎月委員会を開き、現状の確認や良い支援についての検討を行なう。

ウ 事故予防

- ・介護ロボット（介護リフト・眠りスキャンなど）の活用をすすめ、利用者や職員の介護事故の防止、介護負担の軽減に繋げる。
- ・事故が起きたときは早急に振り返りを行ない、原因を追究する。同じ事故を繰り返さないよう、報告書で情報共有する。

エ 看取り

- ・利用者や家族の意向を聞き、利用者やご家族が安心して最期を迎えることができるよう準備を進める。
- ・要件をそろえ加算につなげる。

オ 余暇活動（創作・文化活動含む）

- ・生活の質を高められるよう、四季折々の行事を実施する。
- ・レクリエーションを取り入れ、日常生活にメリハリをつける。

カ 生活環境

- ・居室は画一的にならないよう、利用者個々の好みなどを鑑み創り上げる。
- ・四季折々の装飾を行ない、季節を感じられるような環境を作り出す。

キ 防災

- ・防災避難訓練、夜間設定の防災避難訓練、災害避難訓練等を実施する。

②食事

ア 季節食

- ・利用者の栄養状態を把握し、生活支援、医務、食事及び委託業者との協働により、利用者個々に合わせた栄養ケアを行なう。
- ・食の楽しみが増えるように変化に富んだ郷土料理や選択メニュー、バイキングなどの魅力ある食事を提供する。リクエストの多い献立の提供回数を増やす。
- ・行事にかかわらず楽しみが増えるように、おやつレクの機会を増やす。
- ・嗜好調査を実施する。

イ 食形態

- ・利用者個々の摂食嚥下状態を確認しながら、個々の状況（食事形態・食事姿勢・介助方法の検討を含む）に合わせた食事を提供する。

ウ 食環境

- ・空間、音響、設備等を検討し、落ち着いた食事環境を整える。

エ その他

- ・委託業者と連携を取りながらすすめる。
- ・節目の年齢の方へのお祝メニューを提供。

③医療・リハビリ

ア 健康

- ・毎日のバイタル確認を行なうと共に、体に負担をかけすぎないように留意しつつ、軽運動を取り入れる。

イ 感染症

- ・手洗いうがいの励行、環境整備、予防備品の備蓄管理等を行なう。
- ・インフルエンザや新型コロナウイルス等の最新情報を取り入れる。
- ・感染予防対策を取り入れた支援を行なう。

ウ 褥瘡衛生

- ・褥瘡を作らない対応マニュアルの作成を行なう。

- ・ポジショニングの確認及び離床を進める。
 - ・皮膚の状態変化に対しての早期発見、早期対応。
- エ 口腔ケア
- ・口腔機能の維持や経口摂取の維持を目指す。
 - ・歯科医と連携し、口腔衛生を強化する。
- オ リハビリ
- ・身体機能の維持、向上、減退を防ぐため、利用者個々に合わせた生活リハビリを行なう。

④建物

設備計画

ア 環境整備

- ・建物周辺の環境整備（中庭整備、植栽、看板の設置等）を検討する。
- ・ボイラーの点検、修理を進める。
- ・利用者が安心して生活できる環境づくりを行なう。

⑤その他

ア 家族との連携

- ・定期的に家族と連絡を取り、近況報告や要望の聞き取りなどを行なう。

イ 介護技術の向上

- ・積極的に研修を受け基本的な介護技術を学び、統一した支援に結び付ける。
- ・知識や技術を正確に伝えていく力を身に付ける。

⑥年間計画

月	施設の行事	支援関係・外部行事・その他
4	春を楽しむ会	
5		生もの禁止期間開始 採血
6	恵の園故人を偲ぶ会	胸部レントゲン 聴打診
7	七夕 納涼祭	ワックスがけ
8	夏祭り ぶどう狩り	暑中見舞い作成
9	敬老の日	
10	秋の大運動会 恵の園創立記念日	生もの禁止期間解除
11	秋を楽しむ会	インフルエンザ予防接種
12	クリスマス集会 望年会	年末大掃除
1	新年会	令和7年度事業計画書策定
2	節分	寒中見舞い作成
3	ひな祭り	

※嗜好調査を実施

※個別支援計画、モニタリングは介護認定更新時、見直し時に行なう。

(4) 短期入所生活介護事業

①基本方針

入所利用者と同様

②重点目標

ア 入所利用者と同様

イ 在宅生活が継続できるよう自立に向けた支援を実施する。

ウ 利用率 90%以上を維持する。

5. マイーム〔共同生活援助事業〕

(1) 基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念に基づき、利用者支援を行なう。

(2) 重点目標

①「気付き力」を向上させる

- ・利用者の身体や表情・言動などの変化に気付き、早めの対応を行なう。
- ・気付いたことの共有化を図り利用者主体の支援を行なうため、「アセスメント表」を見直してマイーム職員全員で取り組む。
- ・利用者の「悪い変化」だけではなく「良い変化」にも気付けるようなチームづくりを行なう。

(3) 利用者支援

①生活支援

- ・利用者の高齢化・障害の重度化にあわせ、一人ひとりにあったサービス提供を行なう。
- ・介護保険適用年齢後及びホームでの生活が困難になった時の生活の場について、情報提供しながら話し合いを行なう。

②建物設備

ア バルナバホーム

- ・共有部分(トイレ、洗面所)のメンテナンスを行なう。

イ さくらホーム

- ・洗面台の購入と台所の電気設備の交換を行なう。

ウ ダビデホーム

- ・玄関戸のメンテナンスを行なう。

エ クロスホーム

- ・玄関戸のメンテナンスを行なう。

③年間計画

月	行事・支援関係・その他	月	行事・支援関係・その他
4	家族会総会・施設別懇談会 収支状況表	10	収支状況表
5	消防設備点検	11	消防設備点検
6	風水害避難訓練	12	
7	収支状況表	1	収支状況表

	食費・日用品費の返金		避難訓練（夜間想定）
8	S P 点検（バルナバホーム・ダビデホーム・クロスホーム）	2	S P 点検（バルナバホーム・ダビデホーム・クロスホーム）
9	防災訓練（日中想定）	3	

※毎月 1 回、外出日を設定（感染症の時期を除く）

第4章 通所系サービス

1. ベテル〔就労継続支援B型事業〕

(1) 基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念に基づき、運営していく。

利用者が、就労を通じて日々の暮らしに生きがいを持ち、楽しく生活ができるように支援する。

(2) 重点目標

①平均工賃 26,500 円を達成する

②新規作業の開始に伴い、職員・利用者の配置を含めた班体制の再構築を図る

(3) 利用者支援

①各班業務計画

ア 販売班

- ・ウェアプリントを中心としたグッズ製品の販路を確立する。
- ・他班との統合を検討する。

イ 軽作業班

- ・利用者全員が班内の全ての作業科目を経験し、計画的なスキルアップに繋げられるように支援を行なう。

ウ 製袋班

- ・封筒チェックの習得表を作成し、利用者の育成を図る。

エ 印刷班

- ・個別支援計画に則り、作業内容のレベルアップを図る。

②生活支援

- ・定期的な健康診断や検査、適宜健康相談を実施し、医師の意見を仰ぎながら健康の維持・管理を行なう。
- ・利用者の高齢化、生活課題の多様化に伴い相談支援事業所と情報交換を行なっていく。

③建物設備計画

- ・販売ハイエースの買い換えについて検討をすすめる。

④年間計画

月	支援関係	施設行事	その他
4		春季日帰り旅行 (お花見)	各班機械類点検
5	前期健康診断事前検査 (尿検査、血液検査)		
6	前期健康診断 (聴打診)		
7			各班機械類点検
8	勤勉手当支給 (収支状況による)	大掃除 (夏期休暇前) 夏季日帰り旅行	
9	後期健康診断事前検査 (尿検査)		
10	後期健康診断 (聴打診) 利用者レントゲン		ボイラー点検 各班機械類点検
11	インフルエンザ予防接種	秋季日帰り旅行	暖房機器点検
12	勤勉手当支給 (収支状況による)	慰労会 大掃除 (冬期休暇前)	
1	新年会	新年会	各班機械類点検
3	利用者工賃評価		

※体重、血圧測定 (毎月)

(4) 日中一時支援

①重点目標

- ・利用者の状況 (生活、健康、障害、作業能力等) を知る

2. エステル〔就労継続支援B型事業・生活介護事業〕

(1) 基本方針

- ①「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念に基づき、運営していく。
- ②利用者の持っている能力を引き出し、その人の将来、未来につながるように支援をしていく。
- ③「福祉は人なり」の基本に立ち、自律した職員群を目指すべく、職員の学び、成長に力を注いでいく。
- ④施設も地域の一員と考え、地域との関わりを大切にするとともに、地域のニーズに応えていく。

(2) 重点目標

①就労継続支援事業B型

ア 平均工賃 16,000 円を目指す

- ・店舗販売の売上増のため、新商品の開発を継続的に進めると共に、外部への販売先を拡大させる。
- ・群馬県共同受注窓口の情報を精査し、新規作業の獲得を検討する。

②生活介護事業

ア 生産活動の構築を目指す

- ・年間を通して、ビニールハウスを使用し生産活動を実施できるよう計画する。

イ サービス内容を見直す。

- ・入浴や送迎等、幅広いニーズに対応する。

(3) 利用者支援

①就労継続支援事業B型

ア 生産活動支援

- ・マンナで利用者が少しでも製造作業に携われるよう作業配分の見直しをしている。
- ・軽作業では作業をより細分化する事で、重度の利用者でも意欲的に作業に取り組めるよう支援していく。

イ 生活支援・相談及び援助

- ・家庭やグループホームと連携し、社会人として相応しい生活習慣や身だしなみ等が身につけられるよう支援していく。

ウ 食事の提供

- ・嗜好調査を行ない、可能な範囲で希望のメニューを取り入れていく。
- ・利用者の栄養及び食事状況を把握し、食事量の調整を行なっていく。

エ 健康管理

- ・毎月、体重血圧測定を行ない、嘱託医による定期健康診断を実施する。

- ・感染症予防のため、手洗い・うがいを習慣化できるよう支援すると共に、感染が拡大しないような環境の整備を講じる。

オ 行事・社会活動支援

- ・作業だけでなく、外出の機会を設ける。

②生活介護事業

ア 生活支援

- ・入浴は、希望による週2回以上の支援を継続する。
- ・生活習慣が身につくように支援を強化する。

イ 機能訓練・運動

- ・個別のニーズを確認し、個々にあわせた訓練を行なう。

ウ 創作的活動

- ・季節の飾り作り

エ 生産活動

- ・生産活動を実施する。

オ 生活相談及び援助

- ・連絡帳や送迎時に家族との情報交換を密接にする。

カ 行事・社会活動支援

- ・毎月1回、外出や行事を設け本人の活動の幅を広げる。

③建物設備整備計画

- ・建物外周の環境美化に努める。
- ・凍結に対する改修を進める。

④年間計画

月	支援関係	施設行事	その他
4	施設別懇談会	お花見（B・生）	2023年度事業報告書策定
5	春の健康診断	レクの日（生）	消防設備点検
6	防災訓練	レクの日（生）	
7	県歯科センターによるブラッシング指導	前橋七夕まつり（生） （作品展示・見学）	
9		レクの日（B・生）	スプリンクラー設備点検 害虫駆除
10	秋の健康診断 インフルエンザ予防接種	日帰り旅行（B・生）	浄化槽11条検査
11		レクの日（生）	募金箱交換（草津）、 消防設備点検
12		会食会（B・生）	
1		レクの日（B・生） （ゆうあいフェスティバル）	2025年度事業計画書策定
2	防災訓練	レクの日（生）	床ワックス掛け
3			スプリンクラー設備点検

※毎月 1 回レクリエーションを設定（生活）

※個別支援計画（同意、モニタリング、アセスメント）については随時実施

※胸部レントゲンを実施（時期未定）

（４）日中一時支援

①重点目標

ア 利用者の状況（生活、健康、障害、作業能力等）を知る

- ・受け入れ手順マニュアルの整備を行なう。

3. シャローム〔就労継続支援B型事業〕

(1) 基本方針

- ①「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念に基づき、運営をしていく。
- ②労働を重んじ、地域で自立した生活が送れるよう支援していく。
- ③「福祉は人なり」の基本に立ち、自律した職員群を目指すべく、職員の学び、成長に力を注いでいく。
- ④施設も地域の一員と考え、地域との関わりを大切にすると共に、地域のニーズにも応えていく。

(2) 重点目標

- ①月額平均工賃 25,000 円を目指す。

- ②新規利用者の獲得を目指す。

- ③フェイスシートを更新する。

(3) 利用者支援

① 生産活動支援

- ・職員、利用者に対して労働安全を意識させ、作業中の事故や怪我を未然に防止する。
- ・作付け計画に基づき、利用者の能力・適正を考慮した作業配置に配慮するとともに、作業の効率化を図り、生産性を高める。

②就労への移行に向けた支援・就労の機会の提供

- ・支援機関と連携し、自立度の高い方、就労を希望される方に情報提供を行なう。

③生活支援・相談及び援助

- ・連絡ノート等を活用し家庭やグループホームとの連携を図り、施設以外での生活状況の把握に努めるとともに、社会人として相応しい生活習慣や態度（挨拶等）を身につけられるよう働きかける。
- ・他の利用者に迷惑をかけるような言動は慎むよう働きかける。

④食事の提供

- ・年齢、体格、労働量などを考慮し、栄養士や嘱託医の意見を参考に献立表を作成する。
- ・食の楽しみが増えるように、嗜好調査を行ない、希望献立を取り入れて、バラエティーに富んだ給食を提供する。また、年に数回、新メニューを考案し取り入れる。

- ・食事準備の手伝い、食器の下膳を手伝ってもらうとともに、食事中のマナーを身につけられるよう支援する。

⑤健康管理

- ・登園時に健康確認（検温等）を行ない、感染症予防、疾病予防を重視した健康管理を行なう。
- ・毎月の体重測定、年1回の血圧測定、尿検査等を行なう。また、嘱託医による定期健康診断を年2回実施し、疾病の予防や早期発見に努め、家庭やグループホームと必要な情報共有に努める。
- ・体重測定の結果をグラフ化し、肥満傾向にある利用者と定期的に振り返る機会を持つ。
- ・昼食後の歯磨きを徹底するため、声掛け等を行ない、虫歯予防に努める。

⑥行事・社会活動支援

- ・様々な機会を捉えて、地域生活に必要なスキルを身につける機会を提供する。

⑦建物設備計画

- ・補助金を活用し、送迎車両（赤城便）の買い換えを実施する。
- ・インボイスに対応したレジやタブレット（スマホ）等を導入する。
- ・玄関前通路の舗装を行なう。
- ・車いす用トイレの修繕を行なう。

⑧年間計画

月	施設行事	支援関係・その他
4	花見 家族懇談会	作業評価表作成
5	キラキラレク	春の健康診断
6		消防設備点検、防災訓練
8	日帰り旅行	
9	家族懇談会 シャローム20周年記念事業	
11		秋の健康診断
12	慰労会	消防設備点検、防災訓練 利用者勤勉手当支給
3		防災（水害）訓練

4. デイサービスゆうかり〔通所介護・予防介護〕

(1) 基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念に基づき運営する。

- ①老人福祉法ならびに介護保険法に基づき、利用者の方々の自主性・自立性を重んじつつ、意志及び人格を尊重しその人らしい生活を送れるように支援していく。
- ②利用者が可能な限り在宅生活ができるよう、明るく家庭的な雰囲気のもと、寝たきりにならない、重度化を防ぐためにご本人の体調に合わせたリハビリを行い、身体面だけではなく精神面での支援を実践していく。
- ③地域においては高齢者福祉の拠点として総合的な福祉サービスの提供を推進していくと共に、地域との関わりを深め、ニーズにも積極的に取り組んでいく。
- ④「福祉は人なり」の基本にたち、職員の学び、成長に力を入れていくと同時に、働きがいのある職場作りを目指す。

(2) 重点目標

①利用率の向上

- ・今まで関わりの無かった居宅介護支援事業所への宣伝を強化する。
また、居宅介護支援事業所との関係強化（ケアマネージャーへの報告・連絡・相談の徹底）を図る。
- ・障害関連の相談支援事業所や地域の方々にもゆうかりの存在が浸透するよう、チラシやインターネットを活用し、宣伝する。パンフレットの見直しを行なう。また、地域向けにイベントを企画し、知ってもらうことで利用希望者の獲得につなげる。

②個別対応の強化を図る

- ・アセスメントの見直しを行ない、日課の内容や新しい行事など検討する。また、介護予防の視点も踏まえつつ、レクリエーション等に活用できる機器類の情報収集を行なう。
- ・認知症などの研修会などに参加し、利用者対応の強化につなげる。

(3) 利用者支援

①介護

ア 日常生活支援

- ・利用者が安全で安心して食事、入浴、排泄等の介護を受けられるよう日常生活支援マニュアルに基づいた支援を行う。
- ・ケアプランに基づいて、利用者の人権に配慮した支援を行い、利用者の主体性を損なうことなく、尊厳を保持し、有する能力に応じた自立を支援していく。
- ・特に、要支援の方々には、重度化を防ぐための支援を模索しつつ実践していく。

イ 虐待・身体拘束

- ・全職員が参加できるように計画していく。

ウ 事故予防

- ・ヒヤリハット等をこまめに記録し、速やかに対応していく。

エ 余暇活動（創作・文化活動含む）

- ・四季折々の行事やそのことに伴う環境整備も大切にしていく。
- ・行事計画にも参加を促していく。

オ 生活環境

- ・ダイルームは、季節感を演出し落ち着いた雰囲気を作り上げていく。
- ・必要な備品を順次そろえていく。

カ 防災

- ・防災避難訓練、災害避難訓練等を実施する。

②食事

ア 季節食

- ・利用者の栄養状態を把握し、生活支援、医務、食事及び委託業者との協働により、利用者個々に合わせた栄養ケアを行う。
- ・食の楽しみが増えるように変化に富んだ選択メニューやバイキングなどの魅力ある食事を提供する。
- ・嗜好調査を実施する。

イ 食形態

- ・利用者個々の摂食嚥下状態を確認しながら、個々の状況（食事形態・食事姿勢・介助方法の検討）に合わせた食事を提供する。

ウ 食環境

- ・空間、音響、設備等について検討していく。

エ その他

- ・委託業者と連携しすすめていく。

③医務・リハビリ

ア 健康

- ・毎日のバイタル確認を行うと共に、体に負担をかけすぎないように留意しつつ、軽運動を取り入れていく。
- ・毎月の体重測定を行なう。

イ 感染症

- ・手洗いうがいの励行、環境整備、予防備品の備蓄管理等を行なう。

ウ リハビリ

- ・利用者個々に合わせた身体機能の維持、向上、減退を防ぐために、生活リハビリを進めていく。

④建物設備整備計画

- ・建物内外の整備計画をたてる。

⑤その他

ア 家族との連携

- ・定期の家族会も計画するが、個々に合わせた懇談も計画していく。

イ 苦情

- ・苦情窓口を設置するだけでなく、生活相談員等が毎日利用者の状況を確認する。

ウ 地域交流

- ・地域の方へ施設の開放（感染症に留意しつつ）と利用者との交流を深めていく。

- エ 実習生・ボランティアの受け入れ
・年間の計画をたて実施していく。

⑥年間計画

月	内 容	月	内 容
4	家族懇談会 お花見ドライブ	10	リンゴ狩り 秋の大運動会
5	新緑ドライブ	11	紅葉ドライブ
6		12	忘年会
7	納涼祭分踊り練習	1	節分
8	ぶどう狩り	2	節分
9		3	ひな祭り

第5章 相談支援サービス

1. ぶどうの木〔相談支援事業〕

(1) 基本方針

法人の基本理念に基づき、利用者の自立した生活を支え、適切なサービス利用に向けて相談支援を行なっていく。

(2) 重点目標

①指定一般相談支援事業

地域移行を推進する。

- ・入所施設の利用者の地域移行や他の日中サービスの利用等の意向を再確認し、見学や体験利用を進める。

②指定特定相談支援事業

困難事例への対応を強化する。

- ・高次脳機能障害の方への対応について、外部研修等に参加し知識を深め計画作成に生かしていく。

③障害児相談支援事業

障害児相談支援の質を向上させる。

- ・引き続き地域課題となっている新規相談件数の増加について対応する。ご家族支援等が必要な困難事例にも関係機関と連携しながら取り組んでいく。

(3) 業務計画

- ①利用者やご家族からの相談に応じ、その利用者の要望やご本人を取り巻く環境等を確認したのち、適切な福祉サービスが利用できるよう援助する。

- ②計画更新やモニタリング時には、ご本人の状態、サービスが提供されている状況等、を確認し、虐待や不適切な支援を早期発見する。

- ③困難事例は職員会議にて検討する。

- ④関係機関（なんでも相談室・区市町村・事業所等）や利用者ご家族とこまめな情報交換を行ない、円滑に計画相談を進めていく。

- ⑤外部の研修に参加し、計画内容の充実や情報収集に繋げる。

- ⑥成年後見制度の利用援助を行なう。

- ⑦ふくし総合相談支援事業にて、近隣のふくし総合相談支援事業に参画する社会福祉法人と連携し、これまでに相談ができなかった方に対しても支援が受けられるよう取り組んでいく。

2. シオンの丘〔居宅介護支援事業〕

(1) 基本方針

「自らを愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」という法人のキリスト教精神の理念に基づき運営する。

- ①老人福祉法ならびに介護保険法に基づき、利用者の方々の自主性・自立性を重んじつつ、意志及び人格を尊重しその人らしい生活を送れるように支援していく。
- ②利用者の要介護状態の軽減または悪化の予防のため、適切な介護サービスが総合的かつ効率的に提供されるように支援していく。
- ③地域においては高齢者福祉の拠点として総合的な福祉サービスの提供を推進していくと共に、地域との関わりを深め、ニーズにも積極的に取り組んでいく。
- ④「福祉は人なり」の基本にたち、職員の学び、成長に力を入れていくと同時に、働きがいのある職場作りを目指す。

(2) 重点目標

①事業所経営の拡大を図る

- ・独立採算確立のため、3 名体制と特定事業所加算取得を視野に入れた準備を行う。
- ・新規利用者の紹介先を増やす。

②複雑、困難なケアマネジメントに対応する

- ・地域包括支援センターを始め他サービス事業所との関係を密にし、複雑、困難なケースを積極的に受け持ち対応する。

③将来を見据えた新しいサービスを検討する

- ・介護保険内外を問わずに、地域に必要な社会資源を考えて、形にできるものから進める。

第 8 章 収益事業

1. オリーブ

(1) 基本方針

事業の拡大を模索し、経営資源の強化、利益の創出を目指す。

(2) 重点目標

①収入 3,500 万円、収支差額 250 万円を達成する

②現状のオリーブ事業内容の整理を行なう

・現在、実施している事業を再確認し増減を検討する

③新規の事業を検討する

(3) 事業計画

①課題を抽出し、確実に進めていく

②売店及びアンベアンスの運営を見直す

